

令和 3 年度

第 9 回 第二農地部会定例会議事録

令和 3 年 1 2 月 2 7 日 (月)

直江津学びの交流館 1 階 音楽室

令和3年度 第9回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和3年12月27日(月)午後2時00分
会 場 直江津学びの交流館 1階 音楽室

1 出席委員

(1) 農業委員(10名)

19番 上野 栄一	5番 岸田 健	2番 五十嵐 隆一
9番 大滝 正秋	10番 滝沢 記一	17番 岩崎 欣一
18番 長瀬 一成	21番 望月 博	22番 山本 誠信
24番 笠原 浩一		

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一
(牧区) 米川 尚登、中川 正道、金井薫
(柿崎区) 宮川 武彦、小池 孝志
(吉川区) 常山 哲夫
(三和区) 高橋浩一、福原 弥

2 欠席委員

- (1) 農業委員…1番、小山 一成、20番、竹原 よし子の2名
(2) 農地利用最適化推進委員…(大島区) 田邊 清一
(柿崎区) 長井 恒夫
(大潟区) 細谷 正夫
(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(吉川区) 中嶋 琢郎の6名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	班 長	南雲 勇一	
浦川原区駐在室	副主任	江村 秀幸	
大島区駐在室	主 任	春谷 政男	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	諏訪部 太	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	
農業委員会事務局	農地係長	橋立 理	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

21番 望月 博 22番 山本 誠信

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

② 浦川原区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

③ 大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

④ 牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農用地利用集積計画変更について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧ 吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑨ 三和区駐在室管内分

議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後2時 それでは、これより令和3年度第9回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、これより農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員10名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>21番 望月 博 委員、22番 山本 誠信 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、先月の定例会で説明したとおり、コロナ禍でもあることから、しばらくの間、全員での唱和を休止し、代わりに代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは、着座のまま黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、24番 笠原 浩一 委員に読み上げていただきます。</p> <p>笠原委員、よろしくをお願いいたします。</p>
笠原委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>笠原委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 これより、議案等の審議に入ります。</p>

《安塚区駐在室の議案》

議 長

最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、ご説明いたします。1頁をご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市長名をもって協議のあった上越農業振興地域整備計画の変更について、農業委員会に対し意見を求めるものです。

「1農業振興地域の農用地区域への編入」、番号1番から3番までの3件です。

変更理由は、いずれも中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後10年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。

次に2頁をご覧ください。

「2農業振興地域の農用地区域からの除外」、番号1番及び2番の2件です。

変更理由は、いずれも復旧治山事業のため農用地区域から除外するものです。

次に「3計画変更」、番号1番から3番までの3件です。

3頁に新旧対照表を添付しましたので、ご覧ください。

1番「てんがい堤地区」は、事業の追加で内容は、堤体工一式です。

2番「安塚南部地区」は、事業内容の変更で排水路を1,242mに、排水ボーリングを5,200mに、堰堤工を3基に変更するものです。

3番「安塚北部地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜浦川原区駐在室の議案＞

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2511番から2512番までの2件です。いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付です。なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号2506番の1件です。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人である父が経営移譲年金を受給していますが、契約期間満了に伴い、使用貸借権の再設定を行うものです。

譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第2号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は3頁から4頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件、「2 計画変更」番号1番から5番までの5件の計6件です。

5頁に新旧対照表を添付しましたので、ご覧ください。

はじめに、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」について説明いたします。変更理由は、予防治山事業のため農用地区域から除外するものです。

次に「2 計画変更」についてご説明いたします。

番号1番「東頸北部地区」、番号2番「飯室地区」、番号5番「頸城・浦川原地区」は、新規に追加するものです。

番号3番「上岡地区」と番号4番「東頸北部地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。議案書は6頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、6年を超え10年以内が1件、10年を超えるものが17件で、計18件、借り手人数2名、貸し手人数18名です。

利用権を設定する土地は、田57筆、57,092㎡で、新規設定18件です。

詳細については、7頁2581番から10頁2598番までの18件を掲載いたしましたので、ご覧ください。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

それでは、新規の利用権設定18件についてご説明いたします。

議案書は7頁をご覧ください。

番号2581番は、これまでの利用権設定を合意解約し、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。この案件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

議案書8頁、番号2582番から10頁2598番までの17件は、これまで特定農作業受委託により耕作していましたが、受託農業者の要望により、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

これら18件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《大島区駐在室の議案》

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号2903番から2904番までの2件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。
以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件です。3頁に位置図、4頁に利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

変更理由は、農地としての条件が悪く休耕田となっている田について、土地の災害防止、土壌保全機能の増進を図るため、新潟県民有林造林事業を活用し、植林を行うものです。新潟県民有林造林事業を申請するにあたり、山林への地目変更が必要なため、農振除外の手続きを行うものです。県知事の変更同意を得た後、農地法第4条の許可申請を予定しています。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<牧区駐在室の議案>

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について>

議 長	報告第 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
牧区 駐在室	<p>牧区駐在室です。よろしくお願ひします。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1 頁をご覧ください。</p> <p>番号 3315 番から 3321 番までの 7 件です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定 3 件、休耕 4 件です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<p><議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について></p> <p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。</p>
牧 区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は 2 頁から 4 頁をご覧ください。</p> <p>「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件、「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件、「3 計画変更」番号 1 番から 10 番までの 10 件で、計 12 件です。</p> <p>はじめに、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」についてご説明いたします。</p> <p>変更理由は、中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。</p> <p>次に「2 農業振興地域の農用地区域からの除外」についてご説明いたします。</p> <p>変更理由は、資材置場とするため、申請農地を農用地区域から除外するものです。</p> <p>5 頁に位置図、6 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。</p> <p>今後の予定ですが、県知事の変更同意を得た後、農地法第 5 条許可申請を予定しています。</p> <p>続いて、「3 計画変更」についてご説明いたします。</p> <p>番号 1 番「牧地区」から番号 6 番「宮口頭首工」までの 6 件及び 9 番「上ノ山地区」1 件の計 7 件は、新規に追加するものです。</p> <p>番号 7 番「宇津俣地区」、番号 8 番「牧地区」、番号 10 番「牧中部地区」の 3 件は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。</p>

7 頁に新旧対照表を添付しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧 区
駐在室

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。
議案書は 8 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 2 件、3 年を超え 6 年以内が 1 件で、計 3 件、借り手、貸し手人数共に 3 名です。

利用権を設定する土地は、田 6 筆、7,792 m²、畑 1 筆 694 m²で、再設定 1 件、新規設定 2 件です。

詳細については、9 頁 3366 番から 10 頁 3368 番までの 3 件を掲載しましたので、ご覧ください。

2 の利用権移転、3 の所有権移転はありません。

それでは、新規の利用権設定 2 件について説明いたします。

議案書は 9 頁をご覧ください。

番号 3366 番、番号 3368 番は、労力不足のため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

これら 3 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪柿崎区駐在室の議案≫

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。議案書は1頁をご覧ください。番号3723番から3725番までの3件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕2件、他者へ貸付が1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜報告第2号 農用地利用集積計画変更について＞

議 長

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

報告第2号「農用地利用集積計画変更について」説明いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号3720番から3721番までの2件です。

いずれも小作料の見直しによる額の変更です。小作料以外の変更事項はありません。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は、3頁をご覧ください。

「1計画変更」番号1番から2番までの2件です。

1番「水野下牧地区」、2番「山谷地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。4頁に現行の計画表を添付しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が14件、3年を超え6年以内が5件、6年を超え10年以内が6件で、計25件、借り手人数16名、貸し手人数22名です。

利用権を設定する土地は、地目が田51筆72,982㎡、畑19筆1,424.50㎡で、再設定18件、新規設定7件です。

詳細については、6頁3932番から9頁3956番までの25件を掲載しましたので、ご覧ください。

2の利用権移転、3の所有権移転はありません。

それでは、新規の利用権設定7件について説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

番号 3932 番から 3934 番までの 3 件は、農地集約に伴い、地域の担い手へ貸し付けるものです。7 頁 3942 番、8 頁 3948 番、3950 番の 3 件は、労力不足のため、地域の認定農業者へ貸し付けるものです。

9 頁 3956 番は、これまで別の借り手との間で利用権を設定されていましたが、経営規模の縮小のため、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

これら 25 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《大潟区駐在室の議案》

議 長

次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

大潟区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。番号 4640 番の 1 件です。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

＜報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞

議 長

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。

議案書は2頁をご覧ください。番号4642番、4643番の2件です。

番号4642番は、大潟区土底浜地内の登記簿地目「畑」、面積241㎡を一般個人住宅として利用するため売買するものです。

番号4643番は、大潟区九戸浜地内の登記簿地目「畑」、面積264㎡を一般個人住宅として利用するため贈与するものです。

位置図は3頁と4頁に掲載しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので本件について承認します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大潟区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が5件、3年を超え6年以内が5件、6年を超え10年以内が8件で、借り手人数9名、貸し手人数18名です。

利用権を設定する土地は、田が25筆49,231㎡で、再設定11件、新規設定7件です。詳細については、7頁4663番から10頁4680番までの18件を掲載しましたので、ご覧ください。

2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数1件で、買い手、売り手共に1名です。

所有権を移転する土地は、田が1筆、4,313㎡です。

はじめに所有権移転についてご説明します。

議案書は6頁をご覧ください。

番号4681番は、譲渡人が財産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人に売買により所有権を移転するものです。

次に新規の利用権設定7件についてご説明します。

議案書は7頁をご覧ください。

番号4667番は、所有者は土地を相続により取得しましたが、所在が分からず、調査した結果、隣接の筆との間に畔がなく、耕作者も土地の所在を認識していなかったため、新規に利用権を設定するものです。

なお、隣接の土地と利用権の終期を合わせるため、2年9ヶ月とするものです。

8頁、番号4672番は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。

9頁、番号4676番から4679番までの4件は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。10頁、番号4680番は、これまでの耕作者が労力不足となったことから、新たな耕作者と利用権を設定するものです。

これら19件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜頸城区駐在室の議案＞

議 長

次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

頸城区

頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。

駐在室

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号5339番から5342番までの4件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定2件、耕

作者へ売却が2件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について>

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1件、「2 計画変更」1件の計2件です。

はじめに、「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」について説明いたします。農振変更申請地は、頸城区百間町字舟場地内の「畑」1筆 291 m²で、変更理由は、一般個人住宅建設のためです。4頁に位置図、5頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

次に「2 計画変更」について説明いたします。

番号1番「頸城中部地区」は、事業完了に伴い、計画から削除するものです。詳細については3頁に掲載しましたので、ご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めま

頸城区
駐在室

す。

議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。
議案書は 6 頁をご覧ください。

1 の利用権設定の内訳は、3 年以内が 5 件、3 年を超え 6 年以内が 24 件、6 年を超え 10 年以内が 35 件で、計 64 件、借り手人数 20 名、貸し手人数 62 名です。

利用権を設定する土地は、田 145 筆、417,046 m²で、再設定 32 件、新規設定 32 件です。

詳細については、8 頁 5393 番から 17 頁 5456 番までの 64 件を掲載しましたので、ご覧ください。2 の利用権移転はありません。

3 の所有権移転は、件数は 2 件で、買い手、売り手共に 2 名です。

所有権を移転する土地は、田 3 筆 6,435 m²です。

はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は 7 頁をご覧ください。

番号 5457 番から 5458 番までの 2 件です。

いずれも譲渡人の要望により売買するものであり、番号 5457 番は、双方協議により対価額を総額で決定したため、10 アール当りの単価については端数が生じます。

番号 5458 番は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

次に新規の利用権設定 32 件について説明します。

8 頁 5396 番、5397 番、9 頁 5404 番、14 頁 5430 番の 4 件は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、契約期間満了を迎えることから、新たに利用権を設定するものです。

9 頁 5400 番、5404 番、10 頁 5405 番から 11 頁 5415 番、5417 番、12 頁 5421 番、14 頁 5433 番から 5435 番、15 頁 5438 番から 5441 番、16 頁 5449 番から 17 頁 5451 番、5454 番の 26 件は、これまで借り手との間で利用権を設定されていましたが、更新手続きが遅れたため、新たに利用権を設定するものです。

15 頁 5442 番、17 頁 5452 番の 2 件は先月の農地部会で報告した合意解約の関連案件です。

なお、これら 66 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

≪吉川区駐在室の議案≫

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。

議案書は1頁をご覧ください。番号6241番から6247番の7件です。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売買2件、農地中間管理機構へ貸付予定が4件、他者へ貸付予定が1件です。

なお、備考欄に記載した頁と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」ご説明いたします。議案書は2頁をご覧ください。

「1計画変更」番号1番から7番までの7件です。

新旧対照表を3頁に添付しましたので、併せてご覧ください。

番号1番「朝日池北部地区」から番号3番「道之下地区」までの3件及び6番「町田地区」1件の計4件は、事業の追加・変更を行うものです。

番号1番及び4番は朝日池北部地区で農地整備を取り組むに当たり、当初、農業競争力強化農整備事業での実施を計画いたしました。制度的に有利な農地中間管理機構関連農地整備事業での実施目途が立ったことから、実施事業の乗り換えをする

ものです。

番号2番は、深田溜の堤体を、団農業水路等長寿命化・防災減災事業で整備することから、追加するものです。

番号3番「県農村集落基盤再編・整備事業 道之下地区」は、受益面積を19haから17haに、併せて区画の面積を18.6haから16.6haに変更するものです。

番号6番「町田地区」は、県ため池整備事業に取り組むため、追加するものです。

番号4番「朝日池北部地区」、番号5番「坪野地区」、7番「東立ヶ内地区」の3件は計画から削除するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

議案書は4頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が9件、3年を超え6年以内が1件、6年を超え10年以内が3件で、計13件、借り手人数7名、貸し手人数13名です。

利用権を設定する土地は、田76筆、86,476㎡で、再設定12件、新規設定1件です。

詳細については、6頁6413番から9頁6425番までの13件を掲載しましたので、ご覧ください。2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は5件で、買い手人数3名、売り手人数4名です。

所有権を移転する土地は、田16筆、23,501㎡です。

はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

番号6426番から6430番までの5件です。

番号6426番及び6427番は、資産整理のため、これまで利用権を設定していた譲受人へ贈与により所有権移転するものです。

番号 6428 番は、現在、強化促進法により、利用権を設定している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

番号 6429 番、6430 番の 2 件は、前段の報告第 1 号で報告しました関連案件です。次に新規の利用権設定 1 件について説明いたします。

議案書は 9 頁をご覧ください。

番号 6424 番は、譲渡人が 8 月に亡くなり、相続人の妻が耕作できないため、地域の認定農業者と利用権を設定するものです。

これら 18 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

《三和区駐在室の議案》

議 長

次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第 1 号 上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞

議 長

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。

三和区

三和区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

駐在室

議案第 1 号「上越農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。

「1 農業振興地域の農用地区域からの除外」1 件、「2 計画変更」2 件の計 3 件です。

最初に「農業振興地域の農用地区域からの除外」について説明いたします。

農振変更申請地は、三和区野地内の「田」2 筆 500 m²で、変更理由は、分家住宅建設のためです。3 頁に位置図、4 頁に土地利用計画図を添付しましたので、ご覧ください。

次に「計画変更」について説明いたします。

番号1番及び2番の2件です。

変更理由は、1番「県水利施設等整備 多能地区」は、用水路工の延長を1,500mから2,120mに、併せて受益面積を215haから209haに変更するものです。

2番「農業競争力強化農地整備 三和中部地区」は、受益面積を245haから215haに変更するものです。

2頁に新旧対照表を添付しておりますので、併せてご覧ください。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。

議案書は5頁をご覧ください。

1の利用権設定の内訳は、3年以内が3件、6年を超え10年以内が12件で、借り手人数2名、貸し手人数15名です。

利用権を設定する土地は、田が19筆80,384㎡、畑1筆250㎡で、再設定15件です。

詳細については、7頁8670番から9頁8684番までの15件を掲載しましたので、ご覧ください。

2の利用権移転はありません。

3の所有権移転は、件数は1件で、買い手、売り手共に1名です。

所有権を移転する土地は、田が1筆、639㎡です。

はじめに所有権移転の明細について説明いたします。

議案書は6頁をご覧ください。

番号8685番は、現在、強化促進法により、利用権を設定している譲受人へ売買により所有権移転するものです。

これら16件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p>
議 長	<p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。長時間のご審議、ご苦勞様でした。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【7. その他】</p> <p>上野部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に「7. その他」ですが、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>(特になし)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【8. 部会長職務代理あいさつ】</p> <p>閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。</p> <p>(岸田職務代理あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【9. 閉会】</p> <p>以上をもちまして、令和3年度第9回第二農地部会定例会を閉会いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

午後2時55分終了